

第 2 部

平成28年度において ものづくり基盤技術の 振興に関して講じた施策

はじめに

政府は、2013年12月に「産業競争力強化法」を成立させ、アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に基づき、我が国の「強い経済」を取り戻すべく各種施策に取り組んでいるところである。

以下では、2016年度においてものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策を報告する（経済産業省、文部科学省、厚生労働省の省庁連携施策には小見出しに連携省庁を記載する）。

第1章

ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等

1 ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその普及

(1) 研究開発税制等の推進

① 研究開発税制 (活用実績 6,158 億円)

(ア) 試験研究費の総額に係る税額控除制度 (総額型)

試験研究費の総額に対して、試験研究費割合(試験研究費総額の売上高に占める割合)に応じて8%~10%の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除限度額は、法人税額の25%となっている。

(イ) 特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)

2015年度から、従来は総額型、中小企業技術基盤強化税制と一体となっていた特別試験研究費税額控除制度を別枠化(税額控除限度額は法人税額の5%)し、特別試験研究費(国の試験研究機関・大学等との共同・委託研究及び企業間での共同研究等をして支出した経費等)に係る控除率を20%又は30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に中小企業に支払う知的財産権の使用料を追加する等の措置を講じた。

(ウ) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等が行う研究開発活動に対して、試験研究費の12%の税額控除ができる措置を引き続き講じた。税額控除限度額は、法人税額の25%となっている。

(エ) 試験研究費の増加額等に係る税額控除制度

上記に加え、①試験研究費が過去3年平均より5%超増加する等場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合(上限30%)を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置(税額控除限度額は法人税額の10%)を引き続き講じた(2016年度までの時限措置)。

(2) ものづくり基盤技術の開発支援

① AIP: 人工知能/ビッグデータ/IOT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト (54.5 億円) <経産省、文科省>

理化学研究所に新設した革新知能統合研究センター(AIPセンター)において、10年後を見据えた革新的な人工知能基盤技術の構築や、iPS細胞、ものづくりなどの日本が強みを持つ分野をさらに発展させ、ヘルスケア、防災、インフラなどの我が国固有の社会的課題を解決するための応用研究などを実施するとともに、科学技術振興機構(JST)において、人工知能

等の分野における独創的な若手研究者や、新たなイノベーションを切り開く挑戦的な研究課題に対する支援を一体的に推進している。

② 未来開拓研究プロジェクト (149 億円) <経産省、文科省>

研究開発プロジェクトが小粒化、近視眼化する傾向にあるなか、技術で勝ってビジネスでも勝てるよう、我が国が強みを持つ技術であり、かつ、我が国経済社会に大きなインパクトを与える、従来技術の延長線上にない開発リスクの高い技術を未来開拓研究に指定し、文部科学省等との緊密な連携の下、研究開発を推進している。

③ 研究成果展開事業(先端計測分析技術・機器開発プログラム)

(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

独創的な研究開発を支える基盤を整備するため、先端計測分析における革新的な要素技術開発、機器開発、プロトタイプ機の性能実証及びこれまでに開発されたプロトタイプ機の活用・普及を促進した。

④ ナノテクノロジープラットフォーム (17 億円)

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、全国的な共用体制を構築することにより、産学官の利用者に対し、最先端設備の利用機会と高度な技術支援を提供した。

⑤ 元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型> (20 億 39 百万円)

<経産省、文科省>

我が国の産業競争力強化に不可欠である希少元素(レアアース・レアメタル等)の革新的な代替材料を開発するため、物質中の元素機能の理論的解明から新材料の創製、特性評価までを密接な連携・協働の下で一体的に推進した。

⑥ 小型地球観測衛星の研究開発 (54 億円)

大型衛星に劣らない機能・低コスト・短期の開発期間を実現する高性能小型衛星を開発した。

⑦ 光・量子科学技術研究拠点形成に向けた基盤技術開発

(12 億 89 百万円)

光・量子科学技術は、広範な科学技術や微細加工等の産業応用に必要不可欠な基盤技術である。そのため、本事業では我が国の光・量子科学技術分野のポテンシャルと他分野のニーズとをつなげ、産学官の多様な研究者が連携・融合し光・量子科学技術の基盤技術開発を進めるとともに、この分野を将来にわたって支える人材育成を推進した。

(3) 国家基幹技術の開発・利用によるものづくり基盤の強化

① 大型放射光施設(SPring-8)の整備・共用

(95億99百万円※ 第二次補正：5億円)

大型放射光施設（SPring-8）は光速近くまで加速した電子の進行方向を曲げたときに発生する極めて明るい光である「放射光」を用いて、物質の原子・分子レベルの構造や機能を解析可能な世界最高性能の研究基盤施設であり、環境・エネルギーや創薬など、我が国の経済成長を牽引する様々な分野で革新的な研究開発に貢献している。産業界の利用も含め、2016年度は年間15,000人以上が利用し約2,000件の課題に活用された。※ SPring-8及びSACLAで一体的に運用する経費を含む。

②X線自由電子レーザー施設（SACLA）の整備・共用**(74億37百万円※)**

X線自由電子レーザー施設（SACLA）は、レーザーと放射光の特長を併せ持った究極の光を発振し、原子レベルの超微細構造や化学反応の超高速動態・変化を瞬時に計測・分析する世界最先端の研究基盤施設である。本施設を広く研究者等の利用に供することにより、医薬品や燃料電池の開発、光合成のメカニズムの解明など、幅広い研究分野で革新的な成果を生み出すことが期待されている。2016年度は、複数ビームラインの同時稼働やSACLA産業利用推進プログラムが開始されるなど、利用環境の整備も着実に進められた。※ SPring-8及びSACLAで一体的に運用する経費を含む。

③大強度陽子加速器施設（J-PARC）の整備・共用**(177億88百万円)**

大強度陽子加速器施設（J-PARC）は、世界最高レベルのビーム強度を持つ陽子加速器から生成される中性子やミュオン、ニュートリノ等を利用して、素粒子物理、生命科学、物質・材料科学技術など、様々な基礎研究や産業利用に貢献する施設である。産学官の研究者等に広く利用されており、2016年度は約4,000人を超える利用があり、約400件の課題に活用された。

④革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）の構築（125億16百万円）

HPCIは、世界最高水準の計算性能を有するスーパーコンピュータ「京」を中核とし、国内の大学等のスーパーコンピュータやストレージを高速ネットワークでつなぎ、多様な利用者のニーズに対応する計算環境を提供するものであり、2012年9月末に共用を開始以降、「ものづくり」を含む様々な分野における研究開発で活用されている。例えば、自動車の開発などで従来行われている風洞実験では実現が難しい、高速走行時に車両が蛇行した際の走行安全性をシミュレーションで実現することで、設計期間の短縮、コスト削減による産業競争力の強化への貢献が期待されている。

⑤ポスト「京」の開発（67億円）

最先端のスーパーコンピュータは、科学技術や産業の発展などで国の競争力を左右するため、各国が開発にしのぎを削っている。文部科学省では、我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、2021年頃の運用開始を目指し、世界トップレベルのスーパーコンピュータであるポスト「京」を開

発するプロジェクトを推進している。また、ものづくり・創薬・エネルギー分野等で用いるアプリケーションについても、システムとの協調的な開発に取り組んでいる。

⑥AI技術とものづくり技術の融合を目指した研究拠点の整備（第二次補正：195億円）

AI技術と我が国の強みであるものづくり技術の融合を目指し、AI技術の研究開発及び社会実装を加速化するため、国内外の叡智を集めた産学官一体の研究拠点を整備する。具体的には、東京大学柏キャンパス、産業技術総合研究所臨海副都心センターにセンサー等の試作環境、工場等でのロボット利用の模擬環境、世界最高性能AIサーバ等の整備を行う予定。2016年度は企業ニーズを踏まえ研究テーマの検討を行うとともに、入札による拠点建物の設計者の決定及び基本設計を実施した。

(4) 提案公募型の技術開発支援**①中小企業技術革新制度**

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定及び特定補助金等における中小企業者向け支出の目標額の設定、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成により、国等の研究開発予算の中小企業者への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図った。

②戦略的基盤技術高度化支援事業（139.7億円の内数）

我が国経済を牽引していく重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術の高度化等に向け、中小企業等が産学官連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援した。2016年度においては、113件の認定計画に従って行われる取組を採択した。また、2014年度に行われた戦略的基盤技術高度化支援事業研究開発制度中間評価において、「ものづくり中小企業者の中には「特に優れた中小企業」が存在し、先端的テーマがあり、こうしたテーマについても支援すべき。」との指摘を踏まえ、2015年度より、プロジェクト委託型のサポイン事業を実施している。2016年度は我が国において重要な技術開発分野として、第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）に位置づけられている政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することとしている。

③ものづくり・商業・サービス新展開支援事業（1020.4億円）

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援することとし2016年度は7,948件採択した。

④研究開発型ベンチャー企業等のイノベーション創出支援事業（(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

研究開発型ベンチャー企業等が、大学や公的研究機関等の「橋

渡し」機能を有する機関等と連携して取り組む実用化開発支援等を実施した。

⑤ 研究開発型ベンチャー支援事業（(国研) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

海外からの VC 等の誘致や日本の VC 等の育成に係る施策とともに、研究開発型ベンチャーへの支援の施策を組み合わせることにより、我が国にベンチャー・エコシステムの構築を図るとともに、オープンイノベーションに向けた取組を実施した。

⑥ 先導的産業技術創出事業（(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費交付金の内数）

産業技術力強化の観点から、産業界のニーズや社会のニーズに応える産業技術シーズの発掘や産業技術人材の育成を図るため、2011 年度までに採択した研究テーマについて、引き続き助成金を交付した。

(5) オープンイノベーション拠点 TIA の取組 ＜経産省、文科省＞

オープンイノベーション型の研究開発を加速させるため、(国研) 産業技術総合研究所、(国研) 物質・材料研究機構、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構 (KEK) 及び (一社) 日本経済団体連合会が連携して産学官連携集中拠点「TIA-nano」を推進してきたところ、2016 年 4 月からは、東京大学の参画を受け、名称を「TIA」に改称するとともに、取組の一層の推進を図った。また、民間企業が TIA を活用して、優れた性能を有する半導体の研究開発を行うなど、民間企業や大学等と連携網を広げ、産学官に開かれた研究開発拠点として、オープンイノベーションと人材育成を一体的に推進している。さらにナノテク若手研究人材のキャリアアップと流動性向上を図るために行っている人材育成事業 (Nanotech Career-up Alliance: Nanotech CUPAL) では、研究開発の基盤要素技術の習得を目的に多様な実践トレーニングコース等を設置しており、2016 年度は延べ 200 名以上が参加した。

(6) 先端技術の実用化への橋渡し支援

我が国で開発された技術を実用化に結びつけ、新しい市場と産業を創出して行くため、「イノベーション拠点立地支援事業」として民間企業や産学連携等が行う、研究開発環境の整備や産学官連携の枠組みの構築等の技術イノベーションに係る基盤の整備等に関し支援を行った。

2 技術に関する研修及び相談・助言等

(1) (独) 中小企業基盤整備機構における窓口相談・専門家派遣、人材・情報提供事業(2013年度) (独) 中小企業基盤整備機構交付金の内数)

(独) 中小企業基盤整備機構では、中小企業支援の高度な専門性と知見を有する専門家等が、創業予定者や創業間もない企業、株式公開を目指している中小企業、経営革新や新事業開拓

を目指している中小企業、その他経営課題の解決に取り組む中小企業等に対して、窓口相談及び専門家派遣等を通じて成長発展段階に応じたハンズオン支援を実施した。

(2) 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (54億 70百万円の内数 熊本予備費: 2億 80百万円の内数) 第二次補正: 1,001億 40百万円の内数)

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を配置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家を派遣を実施した。

3 知的財産の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

① 政府模倣品・海賊版対策総合窓口による対応

2004 年 8 月に経済産業省に設置された一元的相談窓口において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を 898 件受け付け (2016 年)、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

また、外国政府の制度・運用等の対応に問題があることにより、知的財産権に関し利益が適切に保護されていない事案がある場合、本窓口に対する申立に基づき日本政府が調査を行い、必要があれば、二国間協議等を実施する「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用を行っている。

② 知的財産保護官民合同訪中代表団の派遣

産業界との連携の下、2016 年 11 月には北京、2017 年 2 月には広州に、官民合同訪中代表団 (実務レベル) を派遣し、中国政府の知的財産保護担当部局に対して、法制度・運用の改善、地方レベルでの摘発強化等について要請を行い、情報共有等の両国間の連携を継続していくことを確認した。

(2) 知的資産経営の推進

我が国企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の「見える化」の促進に資するため、「知的資産経営 WEEK2016」の開催を支援し、各セミナー等において講演を通じ情報提供を行うことで知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

(3) 営業秘密管理

営業秘密の保護については、営業秘密侵害に対する抑止力の向上等のさらなる保護強化に向け、不正競争防止法改正を行った (2015 年 7 月 10 日公布、2016 年 1 月 1 日全面施行)。この改正を受け、営業秘密保護強化を推進すべく、営業秘密侵害事犯の被害相談の指導、企業への周知活動、捜査の指導等に従事する「営業秘密保護対策官」が全国すべての都道府県警本部に指定された。2017 年度は、各地で共同の講演会を行う等、

普及啓発においても連携を進めている。

また、官民の実務者間において企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を緊密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」の参加団体向けに、営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」の配信を同年7月より開始し、判例分析や逮捕情報等に関する情報を毎月配信している。

さらに、秘密情報の漏えいを未然に防止するための様々な対策をとりまとめた「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」(2017年2月8日公表)の簡易版となる小冊子「秘密情報の保護ハンドブックのてびき～情報管理も企業力～」を平成28年12月に公表した。営業秘密や情報管理といった言葉になじみのない方にもご活用いただけるよう、身近に潜む秘密情報にまつわるトラブル例と、その対策のポイントなど特に注意いただきたい点を、イメージしやすいようイラストを用いて紹介している。加えて、秘密情報の漏えい対策に注力し先進的な取り組みによって、取引先からの信頼性や従業員のやる気が向上するなど、事業活動に好影響が出ている中小企業の事例を収集し、HPや講演等で紹介している。

(4) 知財権情報の活用・出願手続等に関する支援

① 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) ((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

特許情報を活用した効率的な先行技術調査及び技術開発等を促進するため、国内外で発行された約1億件以上の特許・実用新案、意匠及び商標に関する公報類及び審査・審判に関する経過の関連情報を特許情報プラットフォーム (Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat) よりインターネットを通じて無料で提供している。

2016年7月には、日米欧中韓の五大特許庁への出願に加えてPCT国際出願等の特許出願の手続や審査に関連する情報(ドシエ情報)を、ユーザーが一括把握できるサービス(ワン・ポータル・ドシエ(OPD))を開始した。

② 特許出願技術動向調査

企業や大学、公的研究機関における研究開発活動の検討や効果的な出願戦略の構築のための資料、行政機関の科学技術政策等の策定のための基礎資料を提供することを目的として、特許出願技術動向の調査を行っている。2016年度は、15の技術テーマについて調査を実施した。

(5) 権利化に対する支援

① 円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、特許法、産業技術力強化法及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(中小ものづくり高度化法)に基づき、一定の要件を満たす中小企業を対象として、特許料(第1年分から第10年

分)及び審査請求料の半額軽減措置を講じている。

また、2014年4月1日から、産業競争力強化法に基づき、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料、PCT国際出願に係る調査手数料及び送付手数料等を3分の1にまで軽減する措置を講じている。

なお、中小企業による2016年度の軽減措置の利用件数は33,626件であった。

② 早期権利化に対する支援

これまでの特許制度を巡る情勢変化や新たな課題を踏まえ、2023年度までに特許の「権利化までの期間^{注1)}」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするなど、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目指している。また、研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、特許出願に対する早期審査・早期審理を継続して実施した。2015年度の早期審査の申出件数は約18,000件、早期審理の申出件数は約300件。

加えて、地震により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可能とするため、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用される地域(東京都を除く。)に住所又は居所を有する被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。

③ 世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013年4月から事業戦略対応まとめ審査を開始した。事業戦略対応まとめ審査は、新規な事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、事業説明を受けたうえで、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

加えて、IoTを活用したビジネスが増加する中、2016年11月、IoT関連技術を網羅的に抽出可能な日本独自の特許分類ZITを世界に先駆けて新設し、付与を開始した。また、我が国における権利取得の予見可能性を向上させることを目指して、「特許・実用新案審査ハンドブック」にIoT関連技術等に関する審査事例を追加し、世界に先駆けて公表した(2016年9月に12事例、2017年3月に11事例を追加)。

(6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援

① 知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」

((独) 工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

「知的財産は数居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行

注1 審査請求から一次審査又は一回目の拒絶理由通知に対する出願人の応答(意見・補正)に対する二次審査で審査が終了するまでの平均期間を対象とする。なお、出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、様々な専門家やよろず支援拠点等の支援機関等とも連携して知的財産のワンストップサービスを提供している。2016年度からは、事業の実施主体を（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）とすることで、同館の営業秘密・知財戦略相談窓口や海外展開知財支援窓口との連携強化を図るほか、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充、標準化に関するアドバイスを提供する日本規格協会（JSA）との連携、地理的表示保護制度等の農林水産業に係る知的財産の相談にも対応するなど、支援内容の一層の拡充を図るとともに、支援対象を中堅企業まで拡大することにより支援体制を強化した。

2016年度の相談件数は86,135件であった。

② 中小企業等外国出願支援事業（6億26百万円）

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター等及び全国実施機関として（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。総支援件数は712件であった。

③ 中小企業等海外侵害対策支援事業（1億32百万円）

中小企業の海外での適時適切な知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までに要する費用を補助し、採択件数は20件であった。また、海外で現地企業等から知的財産権侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用を補助し、採択件数は2件であった。さらに、2016年度からは新たに、海外で現地企業等から自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された際の異議申立や無効審判請求、取消審判請求等冒認商標を取り消すために要する費用の補助を開始し、採択件数は10件であった。

④ 海外知的財産プロデューサーによる支援（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。

2016年度は、7人の海外知的財産プロデューサーにより、285者（2017年2月末現在）の支援を行った。

⑤ 開放特許情報データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

特許の活用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンス又は権利譲渡する意思のある特許（開放特許）の情報を、「開放特許情報データベース」において提供している（登録件数：約3万件（2017年3

月末時点）。

⑥ リサーチツール特許データベースの提供（（独）工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報を、「リサーチツール特許データベース」において提供している（登録件数：約500件（2017年3月末時点））。

4 戦略的な標準化・認証の推進

（1）中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

中堅・中小企業等が有する優れた技術・製品のマーケティングを標準化を通して支援するため、2015年5月から2017年3月にかけて、日本工業標準調査会（JISC）において、28件の提案（うち、中堅・中小企業による提案が26件）について、「新市場創造型標準化制度」を活用して標準化を行うことを決定し、2016年度末時点で5件をJIS規格として策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を2016年度末時点で117機関に拡大し、全国47都道府県に設置した。

（2）戦略的な国際標準化の推進（41億40百万円）

我が国企業が有する優れた技術・製品を国内外に普及させるに当たっては、関連する国際標準を戦略的に策定することが重要である。そのため、先端医療機器、ロボット等の我が国が技術的優位を有する先端分野や、自動走行システム等の経済的波及効果の大きい社会システムに関連する分野において、国際標準原案の開発、当該原案の国際標準化機関への提案等を実施した。また、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を実施した。

（3）戦略的なJIS化の推進（7億00百万円）

① JISの高機能化の促進

我が国製造業が強みを持つ高機能材料や製品などの差別化や更なる技術レベルの向上を目指すため、ミニマム標準よりも高いレベルの性能・特性を等級別に盛り込んだJIS（高機能JIS）の開発を推進した。具体的には、軟質発泡材料の抗菌性試験方法及び抗菌効果等についてJISを制定・改正した。

② 安心・安全など社会ニーズを踏まえたJIS化の推進

消費者保護、高齢者・障害者配慮、環境への配慮など社会ニーズが高く安全・安心な社会形成に資するJIS原案の開発を実施した。具体的には、電気用品の安全性や、子ども用衣料に付随するひもの安全性、アクセシブルデザイン等についてJISを制定・改正した。

(4) 世界に通用する認証基盤の強化(2013年度補正: 175億 20百万円)

我が国企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、認証又は試験の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016年4月より運用を開始した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準開発を行った。

(5) アジア諸国等との協力関係強化

我が国企業のアジア諸国での事業展開及びアジア市場の獲得を促進するため、我が国が強みを持つ製品や技術が適正に評価される性能評価方法等の国際標準化について、アジア諸国の標準化機関と協力してワークショップ・セミナーを開催した。また、国際標準化分野での連携強化のため、電気・電子分野におけるアジア諸国の試験・認証機関の能力向上に資する技術研修を実施した。さらに、国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)と連携し、アジア地域向けの人材育成セミナーを開催したほか、ASEAN品質標準諮問委員会(ACCSQ)傘下のWGと連携し、国際標準提案研修を実施した。2016年7月には、松江で北東アジア標準協力フォーラムを開催し、日中韓3か国の標準化機関や関係企業が集まり、国際標準化活動における協力分野について議論を行った。

(6) 標準化人材の育成

①標準化人材育成アクションプランの策定

標準化専門家だけでなく経営層や若手人材・外部人材などを育成することが重要であるという問題意識の下、2017年1月に産官学で「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」を策定。企業におけるCSO(Chief Standardization Officer)の設置や日本規格協会による新たな標準化資格制度の創設、大学等における標準化講義の設置・充実化、国立研究開発法人による標準化活動への更なる関与など、具体的な施策を取りまとめた。

②大学等における標準化教育の推進

大学や専門大学院等と連携し、カリキュラムの作成、外部講師の紹介、非常勤講師としての職員派遣、シラバス作成のサポート等を通じて標準化関連講義の拡充を支援。

③若手育成のための国際標準化人材育成講座の実施

日本規格協会(JSA)と連携して、ISO及びIECにおける標準化に携わる若手を対象に、国際標準化実務の遂行能力に加え、グローバルに通用する交渉力及びマネジメント力を兼ね備えた人材を育成するため、「ヤングプロフェッショナル・ジャパン講座」(IEC、84名修了(2012～15年度))及び「ISO国際標準化人材育成講座」(35名修了(2014～15年度))を実施。

第2節 ものづくり事業者と大学等の連携

1 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(1) 大学発新産業創出(START)(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

起業前の段階から、ベンチャーキャピタル等の民間の事業化ノウハウを活用しつつ、大学の革新的技術の研究開発支援と事業育成を一体的に実施し、世界市場を目指す大学発ベンチャー等の創出を推進した。

(2) 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

大学等の研究成果の実用化促進のため、大学や公的研究機関等における有望なシーズ発掘から事業化に至るまで、切れ目なく支援をした。

(3) 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

産業界との協力の下、大学等が知的資産を総動員し、新たな基幹産業の育成に向けた「技術・システム革新シナリオ」の作

成と、それに基づく非競争領域の共同研究の企画・提案等を行い、基礎研究や人材育成に係る産学パートナーシップを拡大することで、我が国のオープンイノベーションを加速するための支援をした。

(4) 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉(コア技術等)を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、リスクは高いが社会的インパクトが大きい事業化プロジェクトを支援した。

(5) センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

大学や公的研究機関、産業界等が集う、世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点を構築・運営し、実用化を目指して産学協働で研究開発を集中的に実施することで、革新的なイノベーションを連続的に実現し、新産業の創出を目指す取組を推進した。

(6) マッチングプランナープログラム(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

マッチングプランナーが各地の企業の開発ニーズを把握し、その解決に向けて、全国の大学等発シーズと戦略的に結び付け、共同研究から事業化に係る展開等を支援するなど、高付加価値・競争力のある地域科学技術イノベーション創出を図った。

2 大学等の研究成果の利用の促進

(1) 知財活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

優れた研究成果の発掘、特許化の支援から、企業化開発に至るまでの一貫した取組を進めており、具体的には、大学等における研究成果の戦略的な海外特許取得の支援、大学等に散在している特許権等の集約・パッケージ化による活用促進、大学等の特許情報のインターネットでの無料提供(J-STORE)を実施するなど、大学等の知的財産の総合的活用を支援した。

(2) 産学連携知的財産アドバイザーによる支援((独)工業所有権情報・研修館運営交付金の内数)

地方創生に資する大学等の活動を促進するため、事業化を目指す産学連携プロジェクトを展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して知的財産マネジメントを支援する「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を2016年度から実施している。2016年度はプロジェクト支援型7ネットワーク及びプロジェクト形成支援型4ネットワーク(計24大学)に産学連携知的財産アドバイザーを8名派遣した。

(3) グローバルアントレプレナー育成促進事業(EDGEプログラム)(7億2百万円)

大学等の研究成果を活用して新事業を創出する人材を育成するため、2014年度からグローバルアントレプレナー育成促進事業(EDGEプログラム)を開始した。本事業では、民間企業や海外機関と連携しつつ、若手研究者や大学院生を対象としてアントレプレナーシップ、起業ノウハウ、アイデア創出法等を習得する、先進的な人材育成を行っている。

第2章

ものづくり労働者の確保等に関する事項

第1節 失業の予防その他雇用の安定

1 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策

(1) 雇用調整助成金による雇用の維持・安定(82億62百万円)

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用維持を図った場合に、雇用調整助成金の支給を行った。

(2) 労働移動支援助成金による失業なき労働移動の実現(132億4百万円)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を職業紹介事業者に委託した事業主や求職活動のための休暇を与えた事業主に対して費用の一部を助成する労働移動支援助成金(再就職支援奨励金)の支給を行った。

また、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を早期に雇い入れた事業主に対する労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/早期雇入れ支援)、受け入れた労働

者に対して訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(受入れ人材育成支援奨励金/人材育成支援)の支給を行った。

さらに、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、自発的にキャリアチェンジを希望する労働者を移籍により受け入れた生涯現役企業(65歳を超えて継続雇用が可能な企業)に対する労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援助成金/生涯現役移籍受入支援)、移籍等により受入れた労働者に対して訓練(OJTを含む。)を行った事業主に対する労働移動支援助成金(キャリア希望実現支援助成金/移籍人材育成支援)の支給を行った。

2 労働力需給調整機能の強化

(1) 雇用関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、求人者の意向を踏まえ求人企業名等を含む求人情報の提供を引き続き実施している。

(2) 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理改善の推進(14百万円)

2007年6月に策定・公表した製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む「請負事業主及び発注者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活用し、請負事業主や発注者を対象に相談事業を行うとともに、請負事業の適正化・雇用管理改善に向けて自主的な取組を促進するための支援を実施するため、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度を実施した。

3 若年者の就業支援の推進及び職業意識の啓発

(1) 地域若者サポートステーション(38億 38百万円) ＜厚労省、文科省＞

若年無業者等の職業的自立を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業を2006年度に創設した。

2016年度においては、全国で支援を実施するとともに、高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関との連携を一層強化し、アウトリーチ（訪問）型等による切れ目ない就労支援に着手した。

4 いくつになっても働ける社会の実現

(1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 (39億 11百万円)

① 高齢者雇用確保措置の確実な実施

65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を事業主に義務付けた高齢者雇用安定法に基づき、当該措置を実施していない事業主に対して、ハローワークによる助言・指導等を実施した。

② 年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備

高齢者の活用を促進するための機械設備の導入、雇用管理制度の構築や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対する支援として高齢者雇用安定助成金を支給した。また、2016年10月に、65歳以降の定年延長や継続雇用制度の導入を行う事業主への支援として65歳超雇用推進助成金を創設した。

(2) 高齢者等の再就職支援の促進(811億 99百万円)

60歳以上の求職者等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給した。

(3) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大(120億 75百万円)

シルバー人材センターにおける定年退職後等の高齢者への多様な就業機会の拡大・会員拡大などの取組や、育児支援の分野など現役世代を支える取組を支援した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1 職業能力開発対策の推進

(1) 公共職業訓練の推進

公共職業能力開発施設では、ものづくり分野を中心として、離職者の再就職の支援や在職労働者のスキルアップ、高度な技能者の養成に取り組んだ。このほか、都道府県が、株式会社、事業主団体 NPO などの民間教育訓練機関に委託する訓練により、地域や産業界のニーズをとらえた職業訓練を提供した。

なお、公共職業能力開発施設として、職業能力開発校（2016年4月現在（以下同じ）150校）、職業能力開発短期大学校（15校）、職業能力大学校（10校）、職業能力開発総合大学校（1校）、職業能力開発促進センター（46か所）及び障害者職業能力開発校（19校）を設置している。

(2) 求職者支援制度の推進

非正規雇用の労働者など雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、無料の職業訓練の受講機会を提

供し、一定の要件を満たす場合には職業訓練（求職者支援訓練）を受けることを容易にするための給付金を支給するなどして、その早期就職を支援する「求職者支援制度」を2011年10月から実施している。

求職者支援訓練には多くの職種に共通する基本的能力（例：パソコン操作能力など）を習得するための「基礎コース」と特定の職種（例：介護福祉など）の職務に必要な実践的能力を基本的能力から一括して習得するための「実践コース」がある。

2 事業主が行う職業能力開発の推進状況

(1) 事業主に対する助成金の支給

① キャリア形成促進助成金の活用促進（200億 98百万円）

＜厚労省、経産省＞

企業内における労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した事業主に対して、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を支給した。

2015年4月より、製造業等の分野において大臣の認定を受けた一定のOJT付き訓練（「ものづくり人材育成訓練」）を行う事業主及び事業主団体等に対する助成メニューを創設し、2016年4月より「特定分野認定実習併用職業訓練」として、引き続き助成している。また、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的であり、若者の雇用管理の状況などが優良な企業として認定を受けた事業主に対して、さらに経費助成の助成率を引き上げる措置を講じた。

また、2016年10月より経済産業省と連携し、中小企業等の生産性向上のため、認定事業分野別経営力向上推進機関が事業分野別経営力向上推進業務として行う、事業分野別指針に定められた事項に関する研修を実施した場合を、当該助成金制度の対象として追加した。認定事業分野別経営力向上推進機関は、2016年度中に20件程度の認定が見込まれており、それに合わせて助成金の利用も今後増えていくと予想される。

② キャリアアップ助成金（人材育成コース）の活用促進 （75億34百万円）

職業能力開発を通じたキャリアアップを目的として、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に対して職業訓練を行う事業主に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を支給した。

（2）認定職業訓練に対する支援（12億32百万円）

事業主や事業主の団体等が行う職業訓練のうち、教科、訓練機関、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合して行われている認定職業訓練施設（全国1,100施設）について、国や都道府県が定める補助要件を満たす場合に、これを運営する中小企業事業主等に対して、国及び都道府県からその運営等に要する経費の一部について補助を行った。

3 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備

（1）教育訓練給付制度（144億89百万円）＜厚労省、文科省＞

労働者が自発的に職業能力開発に取り組むことを支援するため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受講し修了した場合に、労働者が負担した費用の一定割合を支給した。対象となる教育訓練は、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められるものを厚生労働大臣が指定しており、一般教育訓練10,305講座（2017年4月1日現在）、専門実践教育訓練2,417講座（2017年4月1日現在）を指定した。

また、雇用保険法等を改正し、2018年1月から、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の給付率を引き上げることとする等、制度の拡充を行った。

4 職業能力形成機会に恵まれない者に対する能力開発支援

（1）ジョブ・カード制度の推進（24億50百万円） ＜厚労省、文科省、経産省＞

2008年度からフリーターなどの非正規雇用労働者などの職業能力の向上などを通じて、雇用の安定化を図ることを目的として活用されてきたジョブ・カードについて、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するために「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場のインフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において一層活用されるよう、活用方法、様式等の見直しを行ったことを踏まえ、ジョブ・カードの普及促進方策を取りまとめた「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「ジョブ・カード制度総合サイト」の機能拡充等により、ジョブ・カードのさらなる普及促進を行っている。

また、雇用型訓練、求職者支援訓練及び公共職業訓練（離職者訓練・学卒者訓練）においても、引き続き、ジョブ・カードが活用されており、2017年1月末現在のジョブ・カードの取得者数は1,688,434人となっている。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

1 職業能力評価制度の整備

（1）技能検定制度の運用（14億86百万円）

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の地位の向上を図ることを目的とした国家検定であり、機械加工、電子機器組立て等のものづくり産業に関係の深い職種を中心に126職種について実施されている。

また、126職種のうち111職種は都道府県知事が、15職種は民間の指定試験機関が実施することとなっている（2017年

4月1日現在）。

（2）職業能力評価基準の整備（1億41百万円）

職業能力が適正に評価されるための社会基盤として、能力評価のいわば、“ものさし”、“共通言語”となるよう、職業能力評価基準の整備に取り組んでおり、2016年度はエステティック業について策定、警備業について開発に着手した。これまでに、業種横断的な事務系9職種のほか、業種別のものとして電気機械器具製造業、自動車製造業等55業種の職業能力評価基準を策定した。

(3) 社内検定認定制度の推進(89百万円)

社内検定認定制度は、職業能力の開発及び向上と労働者の経済的社会的地位の向上に資するため、事業主等が、その事業に関連する職種について雇用する労働者の有する職業能力の程度を検定する制度であって、技能振興上奨励すべき一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度であり、2017年4月1日現在、48事業主等127職種が認定されている。2017年1月には「社内検定認定制度」のロゴマークを公募により決定した。

2 「ものづくり立国」の推進

(1) 業界等が取り組む熟練技能者を活用した技能継承の支援・促進(32百万円)

技能継承を効果的に推進するためには、業界等が課題とするそれぞれの技能継承課題に応じて、業界等が主体的に技能継承に取り組むことが極めて重要である。このことから、業界等による熟練技能者を活用した技能継承の主体的な取組を支援・促進した。

(2) 各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会等の推進(6億56百万円)

技能の素晴らしさ、重要性について若者を始めとした国民各層に深く浸透させるため、各種技能競技大会を開催した。そのうち最も規模の大きい技能五輪全国大会は、都道府県ごとに行われる地方大会で選抜された青年技能者(原則23歳以下)が参加して毎年開催しているが、2016年度(第54回技能五輪全国大会)は2016年10月21日から10月24日にかけて行われ、41職種に過去最高1,318名の青年技能者が参加した。

②卓越した技能者の表彰(28百万円)

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位及び技能の向上を図るとともに、青少年が、その適性に応じ、誇りと技能を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として、卓越した技能者(現代の名工)の表彰を実施しており、2016年度は2016年11月21日に表彰式を開催し、160名を表彰した。また、表彰50周年を記念して「現代の名工シンポジウム」を開催した。

なお、1967年度に第1回の表彰が行われて以来、2016年度の第50回の表彰までで、被表彰者は6,047名となった。

(3) 若年技能者人材育成支援等事業

(33億76百万円) <厚労省、文科省>

若年技能者の技能向上、若者が進んで技能者を目指す環境の整備等を目的として、2013年度から若年技能者人材育成支援等事業を創設した。

2016年度までに、ものづくりに関して優れた技能や経験を有する8,519人を「ものづくりマイスター」として認定・登録した。「ものづくりマイスター」を企業、業界団体、教育訓練機関に派遣し、若年技能者等に対する実技指導を行った。

また、地域関係者の創意工夫による取組を一層推進すること

とし、地域における技能尊重気運の醸成を図った。

3 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業も含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善及び安全衛生の確保に的確に対応するとともに、解雇等の事案にも適切に対応した。

(2) 機械災害防止対策の推進

労働基準監督署等において、機械設備を製造等又は使用する事業場等に対して、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の周知等を行うとともに、機械設備に係る災害発生事業場等に対する個別指導等を行った。機械譲渡時等における機械の危険情報の通知を努力義務とし、機械災害の一層の減少を図った。

また、電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、これら技術を活用することにより、機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)に対して高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきている。このため、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに制御の機能を付加することによって、機械等の安全を確保する方策(機能安全)を労働安全衛生法令に位置づけることとし、機能安全に係る信頼性(安全度水準)が一定以上であることを労働基準監督署長が認定した自動制御装置を備えたボイラーについて、制御装置の点検の頻度を従来の1日に1回から3日に1回にする等のボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号。)の改正を行った。

この改正に併せ、機能安全において要求される安全度水準を決定するにあたって必要な事項を定めた「機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針」を制定した。

(3) あんぜんプロジェクト等の推進

事業場等における安全活動の活性化のため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる事業場等が国民や取引先に注目されるよう「あんぜんプロジェクト」及び「『見える』安全活動コンクール」を実施した。

第3章

ものづくり基盤産業の育成に関する事項

第1節 産業集積の推進等

1 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

(1) 伝統的工芸産業の振興対策事業(11億円+10.0億円の内数)

伝統的工芸産業の振興に関する法律に基づき、(一財)伝統的工芸産業振興協会及び伝統的工芸品の各産地の特定製造協同組合等に対し、後継者育成事業や需要開拓事業等に対する補助を行った。また、伝統的工芸品等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、伝統的工芸品等の産地に外部人材等を招聘する取組に対する補助を行った。

(2) 地域中核企業創出・支援事業(20億500万円)

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース(大学、協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を設立し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。

(3) 地域イノベーション戦略支援プログラム(44億800万円) <文科省、経産省>

文部科学省、経済産業省、農林水産省及び総務省では、地域イノベーションの創出に向けた地域主導の優れた構想を効果的に支援するため、大学等の研究段階から事業化に至るまで連続的な展開ができるよう、4省が連携して支援するシステムを構築し、「地域イノベーション戦略推進地域」を共同で選定することとしている。また、2012年度より「地域イノベーション戦略推進地域(東日本大震災復興支援型)」として、被災地における地域イノベーションの創出に向けた主体的かつ優れた構想に対して、上記4省及び復興庁が共同で選定を行い、その構想の実現に対して支援している。2015年度までに、41地域を選定し、そのうち文部科学省では、当該地域のうち、地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる33地域に対して、「地域イノベーション戦略支援プログラム」として、知的財産の取得、人材育成等のソフト・ヒューマンについて重点的な支援を行っている。

(4) BOP/ボリュームゾーンビジネスの促進

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェ

トロでは、現地コーディネーターなどを活用し、個別企業の事業フェーズに応じた一貫した支援を実施した。またウズベキスタン、カザフスタン、ミャンマー、インドよりバイヤー等を招聘し国内で相談会・商談会を開催、その後、ウズベキスタン・カザフスタンへのミッション派遣、ミャンマー・インドでの現地試験販売を実施した。またアフリカ地域については、ナイジェリアでの受容性調査、ケニアでの現地商談会を実施した。

(5) インフラシステム輸出

官民一体でのインフラシステム輸出推進のため、2013年3月に設置された経協インフラ戦略会議を計6回(第24回~第29回)開催。地域別・分野別・横断的テーマについて議論を行い、5月には「インフラシステム輸出戦略」を改訂し、2016年5月に安倍総理から発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」をはじめ、政策支援ツール等の更なる新設・拡充を実施することを決定。「日本再興戦略2016」(2016年6月2日閣議決定)において、「インフラシステム輸出戦略」改訂版に示された更なる施策を迅速かつ着実に実施し、2020年に約30兆円のインフラ受注という目標の達成を図っていくことが盛り込まれた。

(6) レアアース・レアメタル対策<経産省、文科省>

高付加価値産業に必要な不可欠なレアアース・レアメタル対策については、特定供給国の政策に左右されない産業構造の確立を目指して、代替材料・使用量削減技術開発やリサイクル等を推進した。2012年度から「次世代自動車向け高効率モーター用磁性材料開発」を実施しており、従来以上に強力な磁性材料の開発とともに、モーターの更なる高性能化に向けた設計及び試作等を行った。また、2012年9月に産業構造審議会と中央環境審議会の合同会合においてレアメタルのリサイクルを経済的に成り立たせるために取り組むべき対応策を示した中間取りまとめを提示した。これを踏まえ、経済産業省及び環境省では、使用済み製品を効率的かつ経済的に回収し再資源化することに資する民間事業者の実証事業や技術開発への補助等を行った。

さらに、消費国間の連携強化として、レアメタル主要消費国である日米欧の政策当局者及び技術専門家が、レアメタル供給を取り巻く世界的な問題について共通理解を深め、レアメタル代替技術やリサイクル技術などといった将来の安定供給を目指した情報交換を行うため、日米欧三局クリティカルマテリアル会合を毎年開催している。2016年度は11月にブラッセルにおいて第6回目のワークショップを開催した。

(7) 地域未来投資の活性化のための基盤強化事業 (2016年度補正: 10億円)

地域企業によるIoT関連技術の活用を促す環境を整え、地域イノベーション創出のための新たな基盤を整備すること等を目的として、公設試験研究機関等に対するIoT設備等の導入を支援した。

(8) 医療機器産業の振興

日本の優れた「ものづくり技術」と医療現場のニーズを連携させる「医工連携」による実証事業及び医療機器開発支援ネットワークを通じた医療機器開発・実用化並びに日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用した世界最先端の医療機器の開発を推進している。また、開発の指針となる開発ガイドライン（手引き）の策定を実施した。

2 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の導入促進(当初: 292億円)

運輸分野における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃料電池自動車等を導入する者に対して補助を行った。2016年度は、例えば電気自動車については航続距離の向上を促進するなど、車種ごとの出口戦略を踏まえたスキームによる導入支援策を講じた。

また、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普及に不可欠な充電インフラを整備するため、充電設備を設置する者に対して補助を行った。2016年度は、特に「道の駅」や「高速道路のサービスエリアやパーキングエリア」、「マンショ

ン」等への整備を進めた。

また、2014年12月に市場投入された燃料電池自動車の普及に向けて、4大都市圏を中心に約80か所の水素ステーションを整備し、燃料電池自動車や水素ステーションの低コスト化に向けた技術開発や規制の見直しなどを進めた。

(2) 自動車税の減免措置

環境性能に優れた自動車に対する軽課措置（グリーン化特例）について、2016年度税制改正において、燃費性能の向上に応じて対象を重点化しつつも、2015年度燃費基準の一部に対する軽減を維持した上で、1年間の延長を行った。（2016年4月から2017年3月末まで）。

(3) 住宅省エネリノベーション促進事業(2015年度補正: 100億円)

住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するため、一定の省エネルギー性能を満たす高性能な断熱材や窓等を活用した断熱改修を支援すると共に、戸建住宅においては、この断熱改修と同時にを行う高性能な家庭用設備（給湯設備等）の導入支援を行った。

(4) J-クレジット制度(4億40百万円)

J-クレジット制度は、中小企業等の省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、本事業により、制度の運営やクレジット制度の活用が見込まれる中小企業等に対する手続面での支援等を実施することで、企業における省エネ設備導入等による温暖化対策への取組を促進した。

第2節 中小企業の育成

1 取引条件の改善

(1) 下請等中小企業の取引条件の改善

下請等中小企業の取引条件改善に幅広く取り組むため、2015年12月に下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置した。連絡会議設置以降、大企業・中小企業双方に対する大規模な調査・きめ細かなヒアリングを行ったところ、金型の保管コストの押しつけや手形払いといった様々な課題が明らかになったことから、2016年9月15日には、対策パッケージとして「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表した。これに基づき、2016年12月14日、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準、下請代金の支払に関する通達を見直すとともに、公正取引委員会による下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に関する運用基準の改正に

協力し、関係法令の運用を強化した。また、基準等改正を踏まえ、産業界では8業種21団体で自主行動計画を策定することとした。さらに、下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下「下請ガイドライン」という。）を改訂した。

(2) 下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)

2016年12月、下請代金の支払手段に関する通達を改正するとともに、公正取引委員会による下請代金法に関する運用基準の改正に協力し、法令の運用を強化した。改正した運用基準については、同日に改正した下請振興法に関する振興基準、下請代金の支払手段に関する通達とあわせて、業界団体約870団体（2016年12月20日付）・親事業者約21万社（2017年1月6日付）に対して、経済産業省、公正取引委員会の連名で、今般の改正内容の周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を要請した。

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引

委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努めた。さらに、11月に実施する「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。

(3) 下請中小企業振興法(下請振興法)

①振興基準

2016年12月、下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、親事業者に対して労務費上昇分に対する考慮等を要請した。同日に改正した下請代金の支払手段に関する通達や下請代金法の運用基準とあわせて、業界団体約870団体(2016年12月20日付)・親事業者約21万社(2017年1月6日付)に対して、経済産業省、公正取引委員会の連名で、今般の改正内容の周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等を要請した。

②下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業(自立化補助金)(9.9億円の内数)

下請振興法の認定を受けた計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う自立化に向けた取組に対し、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展等に必要経費の一部を補助した。

③下請中小企業・小規模事業者の自立化支援事業(新分野進出補助金)(9.9億円の内数)

親事業者の生産拠点が閉鎖(予定も含む)された地域における下請中小企業等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等に必要経費の一部を補助した。

④政府系金融機関による融資

下請振興法に基づく計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、(株)日本政策金融公庫による低利融資を行った。

⑤下請ガイドライン(9.9億円の内数)

下請代金法運用基準等の改正を踏まえ、下請ガイドラインを改訂し、親事業と下請事業者の連携・協力に係るベストプラクティスを追加した。また、自動車産業など16業種の下請ガイドラインの説明会を全国で開催した。

(4) 下請取引適正化のための普及・啓発

①下請かけこみ寺(9.9億円の内数)

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の取引に関する相談対応、裁判外紛争解決手続(ADR)を実施した。

②講習会、セミナーの開催等

下請代金法の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催した。また、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

(5) 取引あっせん、商談会による販路開拓支援

①取引あっせん事業

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った受発注情報を紹介し、きめ細かな取引のあっせんを行った。

②ビジネス・マッチング・ステーション(9.9億円の内数)

下請中小企業の販路開拓を支援するために、インターネットを活用した「ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)(<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>)」により、受発注情報等の提供を行った。

③広域商談会開催事業(9.9億円の内数)

大企業の大規模な事業再構築の実施、倒産、天災等により影響を被る下請中小企業等を対象に、広域的に行う新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を8会場で開催した。

2 中小企業の経営の革新及び創業促進

(1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①政府系金融機関による融資

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業を行う個別の中小企業者、組合及び任意グループに対し、特別利率による融資を行った。

②中小企業信用保険法の特例

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①創業・第二創業促進補助金

新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、2016年度においては、143件の地域需要を興すビジネス等の支援を決定した。

②新創業融資制度(財政投融資)

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で(株)日本政策金融公庫が融資を行う制度である。

③創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、これから創業する方、創業5年未満の方等を対象に創業関連保証制度等を実施した。

④中小企業支援担当者向け研修((独)中小企業基盤整備機構交付金の内数)

中小企業大学校において、創業の意志を持つ者を支援するため、地方自治体の職員、商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業診断士等の支援者を対象に、創業者のビジネスプランを評価するための着眼点及び考え方並びに創業・ベンチャー企業に対する支援施策及び支援のポイント等を内容とした「能力強化研修」、「小規模企業支援能力向上研修」及び「新規事業・新規創業支援の進め方研修」を実施した。

⑤ファンド出資事業

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積ファンド組成数95件、累積投資額1,211億円、累積投資先企業数2,439社に至った（2016年3月末実績）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積ファンド組成数86件、累積投資額2,341億円、累積投資先企業数987社に至った（2016年3月末実績）。また、「健康・医療事業分野投資促進出資事業」を活用し、2016年9月までに中小企業成長支援ファンドを4件組成した。

⑥ベンチャープラザ（独）中小企業基盤整備機構交付金の内数

中小・ベンチャー企業が、資金を得るためにベンチャーキャピタルや投資家等へ自社のビジネスプランを発表等する機会を設けるとともに、プレゼンテーションを行った企業と投資家等の商談の場を提供した。

⑦エンジェル税制

創業間もない中小企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。1997年の制度創設から、2017年1月末までに、703社に対し、約156億円の投資が行われた。

⑧企業のベンチャー投資促進税制

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。2016年末時点で、6ファンドが経済産業大臣の認定を受けており、認定ファンドを通じたベンチャー企業へのリスクマネーの供給増加が期待される。

⑨女性、若者／シニア起業家支援資金（財政投融資）

多様な事業者による新規事業の創出・育成を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）による優遇金利を適用する融資制度である。1999年の制度創設から、2016年12月末までに、138,547件、7,139億円の融資を実施している。

⑩ベンチャー創造支援事業（4億8百万円）

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等

を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成を図った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「日本ベンチャー大賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。

（3）新事業促進支援事業

中小企業による新事業活動の促進を図るため、「中小企業等経営強化法」、「地域産業資源活用促進法」、「農工商等連携促進法」に基づき、中小企業者が行う新商品、新サービスの開発や、それらの販路開拓の取組に対し、予算、融資等を活用した支援を実施した。

①ふるさと名物応援支援事業（2015年度補正30.0億円の内数、2016年度当初10.0億円の内数）

上記各法律に基づく計画の認定を受けた中小企業者が、当該計画に従って行う試作品開発や販路開拓等に要する経費の一部を補助した。

②政府系金融機関による融資

事業計画の認定を受け、当該事業を行う中小企業に対し、（株）日本政策金融公庫の特別利率による融資を行った。

③中小企業信用保険法の特例

事業計画の認定を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を行った。

④商業・サービス競争力強化連携支援事業（138.6億円の内数）

中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

（4）中小企業の海外展開支援

国内での需要減少や国際競争の激化による産業構造の変化等に直面するなか、中小企業が成長するためには、アジア等の新興国をはじめとする成長著しい海外市場で新たな需要を獲得することが喫緊の課題となっているため、中小企業の本格的な海外展開に向け、資金面を含め総合的な支援策を講じていくこととした。

①中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（34.3億円）

中小企業の海外展開を支援するため、（独）日本貿易振興機構および（独）中小企業基盤整備機構が連携し、事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出支援までを行います。加えて、進出後の課題や事業再編の対応まで一貫して、戦略的に支援します。

②JAPANブランド育成支援事業（2015年度補正30.0億円の内数、2016年度当初10.0億円の内数）

複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強み等を踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等に必要な取組に要する経費の一部を補助した。

③政府系金融機関による融資（海外展開・事業再編資金）

中小企業者の海外展開もしくは海外展開事業の再編に必要な資金繰りを支援するため、(株)日本政策金融公庫による低利融資を行った。

④海外展開を担う人材育成の支援（24億円の内数）

・新興市場開拓人材育成支援事業

開発途上国のリーダーとしての活躍が期待される産業人材に対し、日本企業が有する専門技術やノウハウ、経営管理手法等の習得に向けた日本への受入研修、専門家派遣による現地指導に対する支援をすることで我が国企業の海外進出や開発途上国の発展を促進するもの。具体的には、アジアをはじめとする開発途上国の産業技術者や経営管理者等の人材を対象に日本国内の企業の製造ライン等現場を活用した研修や、我が国からの専門家派遣による現地企業でのOJTを含む技術指導等に対する支援を行った。

・国際化促進インターンシップ事業

急拡大する新興国市場に対応できるグローバル人材を育成し、中小企業の国際展開等を促進するため、日本の若手人材を新興国の政府系機関、民間企業等に派遣し、日本企業で働くにあたって必要なビジネススキルを得た外国人材の育成・確保するため、外国人材のインターン受入を実施した。

⑤海外知的財産プロデューサーによる支援（(独)工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数）（再掲 第2部第1章第1節3.(6)参照）

⑥知的財産に関するワンストップ相談窓口「知財総合支援窓口」（再掲 第2部第1章第1節3.(6)①参照）

⑦中小企業等外国出願支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.(6)②参照）

⑧中小企業等海外侵害対策支援事業（再掲 第2部第1章第1節3.(6)③参照）

3 中小企業のものづくり基盤技術強化

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（再掲 第2部第1章第1節1.(4)②参照）

(2) 中小企業・小規模事業者人材対策事業（2016年度当初18億10百万円の内数）

中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘・紹介・定着を支援するイベント等を実施した。また、製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等のカイゼン指導者の育成・派遣（「スマートものづくり応援隊」として、2016年度は全国5か所に相談拠点を整備）、製造現場の中核人材への講習等を通じて、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する人材育成支援を行った。

(3) 中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定し認定された経営力向上計画に記載されている新規の機械装置（160万円以上で、生産性が1%向上（10年以内に販売開始）等）を取得した場合に課される固定資産税の課税標準を、3年間に渡り1/2に軽減する措置を講じた。さらに、経営力向上計画の認定を受けた中小企業者に対する日本政策金融公庫の融資制度の創設（設備資金については基準金利から金利を0.9%引下げ）等、金融面での支援措置を講じた。

(4) 中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。なお、機械装置等のうち、生産性の向上に資する一定の設備を導入した場合には、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる。2016年度においても、引き続き措置を講じた。

第4章

ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1 初等中等教育において講じた施策

(1) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（164百万円）

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を

身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校をスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）として指定し、その取組を支援した。

(2) 全国産業教育フェアの開催(23百万円)

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示、ロボット競技大会等を行う「全国産業教育フェア」を2016年11月5日～11月6日(2日間)に石川県において開催した。

(3) 教員研修の実施(独) 教員研修センターの運営費交付金の内数)

産業教育担当教員等を対象とする教員研修を実施した。

(4) 産業教育施設・設備の整備

公立高等学校における産業教育施設整備については、学校施設環境改善交付金の対象事業とした。

なお、私立高等学校における産業教育のための実験実習については、必要な施設・設備の整備に係る経費の一部を学校法人に対して補助した。

(5) スーパーサイエンスハイスクール(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数等)

生徒の科学的能力や科学的思考力等を培い、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(SSH)として指定し、その取組を支援した。

(6) 理数教育充実のための総合的な支援(20億円)

小学校、中学校における理科の観察・実験を支援する補助員として、観察実験アシスタント(PASEO)の配置支援や、小・中・高等学校等における理科教育等設備の整備など、理数教育充実のための総合的な支援を実施した。

(7) 知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業((独)工業所有権情報・研修館運営費交付金の内数)

ものづくりや知的財産権の取得に必要な活動の体験などを通じて、専門高校及び高等専門学校等の生徒・学生が「知的財産に関する創造力・実践力・活用力」を育む取組に対する支援を行った。

2 専修学校教育において講じた施策**(1) 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進(15億33百万円)**

専修学校等をはじめとした教育機関が産業界等と協働して、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行う取組を実施した。

(2) 「職業実践専門課程」の認定

2014年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施(認定学校数:902校、認定学科数:2,773学科(2017年2月24日現在))。

第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興**1 一般市民や若年層に対する普及啓発****(1) 日本科学未来館での取組(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)**

科学的な「モノの見方」を親子で体験する無料スペース「おや?」つっこひろば」では、科学コミュニケーターが親と子の間で「やってみる」「実験する」をサポートしながら、実際に手を動かす事で実験やものづくりを体験し、親子で一緒に科学的思考を実践する取組を行った。2016年度は、企画展「The NINJA - 忍者ってナンジャ!?!-」(7月2日～10月10日)で自然や社会に対する実践的知識の蓄積である「忍術」に迫り、忍者食レシピや身近な材料による「あぶり出し術」の体験など、ものづくりへの関心を高める多数のイベントを開催した。また、(株)リコーと連携し、小中学生向け施設「コサイエ」(海老名市)で「きみだけの"自動運転"ロボットをつくろう!」など未来館が開発したワークショップを提供し、ものづくりの

体験を通じて新しい技術と未来の暮らしをつなぐ、思考力を育成する取組を行った。

(2) 「子どもゆめ基金」事業による科学体験活動等への支援

(独)国立青少年教育振興機構では、「子どもゆめ基金」事業により、民間団体が行う子供の自然体験活動や科学体験活動などの様々な体験活動等に対して助成を行っている。2016年度は、6,043件の応募に対し、4,566件を採択した(参照: <http://yumekikin.niye.go.jp/>)。

(3) (独)国立科学博物館における講座・教室等**①国立科学博物館の活動**

国立科学博物館では、自然史や科学技術史に関する調査研究と標本資料の収集・保管を行い、人々のものづくりへの関心を高める展示・学習支援活動を実施している。2016年度に開催

した特別展「世界遺産ラスコー展～クロマニヨン人が残した洞窟壁画～」では、フランスのラスコー洞窟で約2万年前に描かれた壁画の全貌を実物大で再現した壁画などで紹介し、クロマニヨン人が残した彫刻や道具にも焦点を当てた展示をするとともに講演会やワークショップを開催し、人類の創造性や芸術の始まりに迫る機会を提供した。このほか、青少年から成人までの幅広い世代に自然や科学の面白さを伝える学習支援活動を、利用者の特性に応じて実施している。

② 「サイエンススクエア」

国立科学博物館では、子供たちの夏休みと冬休み時期に「夏休みサイエンススクエア」、「冬休みサイエンススクエア」を実施した。館内で学習支援活動等を行うかほかボランティアのほか、工業高等専門学校、大学等外部団体の協力を得て、実験や観察、工作などの参加型の企画を多数開催し、子供たちが科学を身近に感じられる場を提供した。

(4) 文化財の保存技術の保護(3億89百万円)

選定保存技術の保持者・保存団体が行う伝承者養成や技術の錬磨等に対して補助を行うとともに、支援が必要な文化財の保存技術を対象として保存団体等が行う伝承者養成等に補助を行った。また、選定保存技術の公開事業を行った。

2 技術者に対する生涯学習の支援

(1) 研究人材キャリア情報活用支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金の内数)

技術者の継続的な能力向上に資するため、能力開発や再教育のためのeラーニング教材をポータルサイト上で提供している。

第5章

その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

第1節 国際協力

1 技能評価システム移転促進事業(100百万円)

東南アジア諸国連合(ASEAN)を中心とした開発途上国に対し、我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウの移転を進めた。

具体的には、旋盤、フライス盤等の機械系職種、電子機器組み立て、情報配線施工等の電気系職種を中心として、技能検定に必要とされる試験基準の作成や試験の採点に関する研修、また、現地国におけるトライアル検定の実施等により、日本式の技能検定に関するノウハウを移転した。

さらに、我が国及び現地国政府機関、企業等で構成する官民合同委員会を開催し、現地国制度への日本式技能評価システムの導入促進を図るとともに、事業の実施状況の確認、今後の取組等について議論し、事業の継続的な改善を図った。

2 アジア太平洋地域人材養成協力事業(38百万円)

東南アジア諸国連合(ASEAN)を通じた人材養成分野への協力として、ASEAN 4か国(CLMV 諸国:カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム)の官民の職業能力開発担当者を対象に、職業能力開発制度等に関する研修等を実施した。

アジア太平洋経済協力(APEC)域内の人材養成分野の活動に対する協力として、マレーシア、ベトナムの地域住民に基礎

的な技能を付与する人材養成技能研修事業を行った。

3 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業(22百万円)

開発途上国の職業訓練の整備による高度な技能労働者の育成に資するため、開発途上国において在職している職業訓練指導員を我が国の専門的教育訓練施設に受入れ、高度で専門的な技能や指導技法等訓練指導に必要な能力を付与した。

2016年度は、マレーシア2人、タイ1人に対して、日本における最新の職業訓練基準に基づく職業訓練計画の策定方法及びキャリア・コンサルティング技法等、職業訓練指導員としての能力向上を図る研修実施をそれぞれ行った。

4 アジア太平洋地域技能就業能力計画に対する協力(12百万円)

国際労働機関(ILO)に拠出金を拠出することにより、ILOの地域プログラムであるアジア太平洋地域技能就業能力計画を通じて、「グリーンジョブのための技能」をテーマとして、政労使による地域の技能開発に関するワークショップ等の開催を支援した。

5 JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)と連携し、

開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用した。また、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入に対する協力等を行った。

6 外国人技能実習制度(4億16百万円)

外国人技能実習制度は、技能移転を通じた開発途上国への国際協力を目的に、1993年に創設されたものである。2016年における技能実習2号への移行者数の最も多い職種は機械・金

属関係であり、続いて、建設関係、食品製造関係となっている。また、制度の適正な実施のため、2016年度は(公財)国際研修協力機構(JITCO)に委託し、技能実習成果の評価、技能実習生受入れ機関に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語電話相談及び各種の指導・援助を実施した。

さらに、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、管理監督体制の強化や制度の拡充などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を国会に提出し、2016年11月18日に成立、同月28日に公布された。施行は、2017年11月1日である。

第2節 ものづくり日本大賞

1 第7回ものづくり日本大賞の実施 <経産省、文科省、厚労省、(国交省)>

ものづくり日本大賞は、製造・生産現場の中核を担っている中核人材や伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を顕彰するもの。経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省が連携して2005年度より隔年開催しており、2017年度で7回目の開催を迎える。

2016年度においては、経済産業省では来年度の表彰に向けて第7回ものづくり日本大賞の候補案件の募集を実施。また、

「ものづくり⁺(プラス)企業」部門、人材育成支援部門の2部門を新設した。募集に際しては、専用ウェブサイト、パンフレット、ポスターを作成するなど、応募促進のための取組を行った。2016年度9月30日から12月18日にかけて応募を行った結果、全国から270件の応募があった。

経済産業省では応募結果を踏まえ、2017年度には、全国9地域に設置する地方分科会において第一次審査を、経済産業省が設置するものづくり日本大賞選考有識者会議において第二次審査を行い、受賞者の選定を行う。関係省庁の案件と合わせて受賞者を決定し、表彰式を実施する予定。

第6章

東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 東日本大震災復興特別貸付

(株)日本政策金融公庫や(株)商工組合中央金庫において、東日本大震災により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象に、通常の貸付制度とは別枠の貸付限度額である「東日本大震災復興特別貸付」を、引き続き実施した。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業者等や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業者等に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も引き続き実施した。

①対象者:震災による直接・間接被害者(風評被害等を含む)

②貸付期間:最長20年、据置期間:最長5年

③金利引き下げ:当初3年間は最大▲1.4%、その後は最大▲0.5%

(※直接被害者であって、全壊・流失等の場合は、当初3年間実質無利子化)

(2) 東日本大震災復興緊急保証

被災各県の信用保証協会において、東日本大震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証限度額である「東日本大震災復興緊急保証」を、引き続き実施した。

①対象者:震災による直接・間接被害者(風評被害等を含む)

②保証限度額：セーフティネット保証等と別枠で最大 2.8 億円
(セーフティネット保証や災害関係保証と合わせて、無担保で 1.6 億円、最大 5.6 億円)

③保証割合：100%保証

(3) 二重債務問題対策

被災者が復興に向けて再スタートを切るにあたり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題に対応するため、「二重債務問題への対応方針」(2011年6月17日二重債務問題に関する関係閣僚会合決定)に基づき、被災6県に設立した「産業復興相談センター」において被災事業者の相談を受け付けた。

また、「産業復興機構」において、引き続き、金融機関等が有する債権の買取等による支援を行った。

また、2011年11月21日に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)が成立し、同法に基づき設立された「(株)東日本大震災事業者再生支援機構」においても金融機関等が有する債権の買取等を通じた支援を行った。

(4) 中堅・大企業向け資金繰り対策

震災の影響により経営に支障が生じた中堅・大企業に対し、①(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策投資銀行による「危機対応貸付」の実施、②利子補給、の措置を講じた。

また、復興過程で借入依存度を高め資本が毀損した企業に対し、(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策投資銀行による資本性劣後ローンなど民間資金の「呼び水」となる資本性の資金を提供し、産業復興に向けた資金繰り支援を実施した。

第2節 工場等の復旧への支援

1 仮設工場、仮設店舗等整備事業等 (総額361億円)

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災中小企業等が早期に事業を再開するための支援として、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場、仮設店舗等を整備し、市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施した。これまで、6県52市町村において、589か所が竣工している(2017年2月末時点)。また、2014年度から仮設施設の有効活用等を行う被災市町村に対する助成支援を開始。これまでに29箇所(箇所)の仮設施設の解体・撤去や移設に要する経費を助成している(2017年2月末時点)。

2 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 (290億円)

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計

画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、を実施し、被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧等に対する支援を行った。

3 復旧・復興のための支援専門家派遣

(独)中小企業基盤整備機構が福島県(福島市)、宮城県(仙台市)、岩手県(盛岡市)に設置している中小企業復興支援センターにて、中小企業の相談対応や被災した中小企業、自治体及び支援機関(各種経済団体)に対して、専門家を無料で派遣する等の事業を実施した(災害復興アドバイス等支援事業)。

第3節 職業能力の開発及び向上

1 キャリア形成促進助成金の特例措置の実施(2億2百万円) 【一部再掲】

東日本大震災復興対策の特例措置として、被災地の事業主が

一般型訓練及び認定実習併用職業訓練を行う場合については、助成率の引上げ等を引き続き実施した。

第4節 原子力災害からの復興支援

1 福島県における医療関連拠点整備

福島県における地域産業の活性化につなげる取組として、県

内ものづくり企業や医療機関等の連携による医療機器の開発・実証や福島県立医科大学を中心とした創薬拠点の整備等を行う事業について、原子力災害等からの復興等のために設置された

福島県原子力災害等復興基金を通じて支援している。

また、福島県をはじめ全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や薬機法の許認可等に関するコンサルティング等の機能、企業が共通で活用できるトレーニングセンター設備を備えた拠点「ふくしま医療機器開発支援センター」を整備する事業について、同基金を通じて支援している。

さらに、福島県内に立地又は企業間の連携により福島県内に進出予定の医療機器メーカー等に対し、実証・製造等の拠点整備に係る支援や、医療・福祉機器分野をはじめとしたロボット産業の修正を目指す一環として災害対応向けのロボット技術開発への支援を通じ、福島におけるこれらの産業のさらなる発展・集積、雇用の創出を支援した。

第7章

熊本地震に係るものづくり基盤技術振興対策

第1節 資金繰り対策

1 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

(1) 政策金融事業

(株)日本政策金融公庫や(株)商工組合中央金庫において、熊本地震により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象に、通常の貸付制度とは別枠の貸付限度額である「平成28年熊本地震特別貸付」を創設・実施した。

- ①対象者：地震による直接・間接被害者（風評被害等を含む）
- ②貸付期間：最長15年、据置期間：最長3年

③金利引き下げ：当初3年間は最大▲0.9%、その後は最大▲0.5%

(2) 信用保証事業

2016年熊本地震の影響により売上高等が減少している中小企業者等を対象に、九州全域でセーフティネット保証4号（平成28年4月14日より順次適用）を適用したほか、熊本県全域（平成28年4月26日適用）では災害関係保証も適用した。

第2節 工場等の復旧への支援

1 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(熊本地震復旧等予備費:420億33百万円、第二次補正:400億円、第三次補正:183億17百万円)

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業

にかかる費用に対して、国が1/2の補助、③激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、事業協同組合等が行う共同施設の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、④商店街における、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

第3節 職業能力開発体制の復旧

1 職業能力開発施設の復旧支援(1億73百万)

2016年熊本地震により被害を受けた県立職業能力開発校及

び認定職業訓練校の復旧支援のため、職業能力開発校設備整備費等補助金の国庫補助率を1/2から2/3へ引き上げた。

第8章

ものづくり分野に関する主な表彰等制度

ものづくりの基盤技術の振興とともに、我が国のものづくり 表彰等制度を概観する。
産業の発展に資する取組を行った企業又は個人に対する主な表

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
ものづくり日本大賞	我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知られるようにすることを目的に、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を表彰。	経済産業省 製造産業局 参事官室	内閣総理大臣賞 (経済産業省は新規募集・選定、厚生労働省・文部科学省・国土交通省は既存表彰事業から選定する形で4省上申) 経済産業大臣賞 文部科学大臣賞	【一般公募】 <隔年> 次回公募： 2018年秋頃
日本ベンチャー大賞	起業を志す人々や社会に対し、積極的に挑戦することの重要性や起業家一般の社会的な評価を浸透させ、社会全体の起業に対する意識の高揚を図ることを目的に、若者や起業家のロールモデルとなるインパクトのある新事業を創出したベンチャー企業を表彰。	経済産業省 経済産業政策局 新規産業室	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞 農林水産大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2017年夏～秋頃
工業標準化事業表彰	高度な標準策定能力を有し、標準化を企業戦略に生かせる人材の育成の強化を図ることを目的に、国際機関における国際標準策定や、国内規格（JIS）策定といった標準化活動に優れた功績を有する方、組織を表彰。	経済産業省 産業技術環境局 基準認証政策課	内閣総理大臣賞 経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2018年5月頃
ロボット大賞	ロボット技術の開発と事業化を促進し、技術革新と用途拡大を加速する、社会に役立つロボットに対する国民の認知度を高め、ロボットの需要を喚起することなどを目的に、将来の市場創出への貢献度や期待度が高いと考えられるロボット・システム並びにロボットに関連するビジネス・社会実装、要素技術、研究開発及び人材育成を表彰。	経済産業省 製造産業局 産業機械課 ロボット政策室	経済産業大臣賞 総務大臣賞 文部科学大臣賞 厚生労働大臣賞 農林水産大臣賞 国土交通大臣賞	【一般公募】 <隔年> 次回公募： 2018年春頃
製品安全対策 優良企業表彰	事業者の製品安全に対する意識の向上や、企業の枠を越えて、製品安全という重要な価値を共有する「製品安全文化」の定着を図り、社会全体で製品の安全が守られる社会の実現を目的として、製品安全の確保に向け積極的に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・小売事業者等のうち、特に優れていると認められ他の事業者の模範となるような事業者を表彰。	経済産業省 商務流通保安グループ製品安全課	経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 2017年5月～7月まで公募中 次回公募： 2018年5月頃

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
知財功労賞	知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人、また、同制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して表彰。	経済産業省 特許庁総務部秘書課総務部企画調査課	経済産業大臣賞	【知財関係団体等からの推薦】 <毎年> 次回：2017年秋頃に表彰
はばたく中小企業・小規模事業者300社	中小企業・小規模事業者において、革新的な製品開発・サービス創造や地域経済の活性化や国際競争力の強化への取組が加速されることを目的に、革新的な製品開発、サービスの創造等により、地域経済の活性化、海外での積極的な販路展開等、様々な分野で活躍している中小企業・小規模事業者300社を選定、公表。	経済産業省 中小企業庁 技術・経営革新課	—	【中小企業関係団体等からの推薦】 <毎年> 次回：2017年秋頃から2018年春頃にかけて推薦・審査・公表（予定）
新・ダイバーシティ経営企業100選	ダイバーシティ推進を経営成果に結びつけている企業の先進的な取組を広く紹介し、取り組む企業のすそ野拡大を目的に、「ダイバーシティ経営」（多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営）に優れた企業を表彰。	経済産業省 経済産業政策局 経済社会政策室	経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2017年7～9月頃
現代の名工	広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させて技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適正に応じ、誇り希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として卓越した技能者を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 <毎年> 推薦受付期間： 2月～3月
職業能力開発関係 厚生労働大臣表彰	認定職業訓練や技能検定または技能振興の推進、技能水準の向上または技能労働者の処遇・地位の向上に資するとともに、職業能力開発促進法の周知徹底を図ることを目的に、認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興関係の優良事業所、団体および功労者を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課	厚生労働大臣賞	【都道府県等からの推薦】 <毎年> 推薦受付期間： 8月上旬まで
若年者ものづくり競技大会	職業能力開発施設、認定職業訓練施設、工業高校等において技能を習得中の原則20歳以下の若者に対して技能レベルを競う場を提供することにより、これら若者に目標を付与し、技能を向上させることにより就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として開催。その各競技職種の金賞に輝いた入賞者を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課	厚生労働大臣賞	<毎年> 開催時期：毎年夏頃
技能五輪全国大会	国内の原則23歳以下である青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催。その各競技職種の優勝者を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課	厚生労働大臣賞	<毎年> 開催時期：毎年秋頃

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
障害者技能競技大会 (アビリンピック)	障害者の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的に、アビリンピックの愛称の下、障害者の技能を競う全国大会を実施。その金賞受賞者を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	厚生労働大臣賞	<国際大会開催年度を除き毎年秋頃>
技能グランプリ	技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図ることを目的として、各都道府県から選抜（年齢制限はなし）された特に優れた技能を有する1級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会。各競技職種の優勝者のうち、特に顕著な成績を取めた者に対して、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理大臣賞受賞者以外の優勝者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。	厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課	内閣総理大臣賞 厚生労働大臣賞	<隔年> 開催時期：年度末頃 (今回は2019年3月)
職業能力開発論文 コンクール	職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職業能力開発の推進と向上に資することを目的として、職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を選定。その優れた論文を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	厚生労働大臣賞	【一般公募】 <隔年> 2017年5月～ 7月末まで募集中。
職業訓練教材 コンクール	職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として、公共職業訓練又は認定職業訓練等において、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを選定。その優れた作品を表彰。	厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課	厚生労働大臣賞	【一般公募】 <隔年> 次回公募： 2018年5月上旬 ～7月末まで
キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰	キャリア教育の推進に資することを目的として、キャリア教育の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められる教育委員会、学校及びPTA団体等を各都道府県や政令指定都市教育委員会からの推薦に基づき、決定し、文部科学省、経済産業省、厚生労働省の3省合同で開催するキャリア教育推進連携シンポジウムにおいて表彰。	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課	文部科学大臣賞	【各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦】 <毎年> 次回募集： 2017年夏頃
全国高等学校ロボット競技大会	全国の専門高校等で学ぶ生徒が、仲間と協力しながら新鮮な発想で工夫を凝らし、創造力を発揮してロボットを製作する過程を通して、ものづくりの技術・技能を習得し、次世代を担う技術者としての資質を向上させることを目的として毎年開催されている競技大会。その優勝チームを表彰。	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課産業教育振興室	優勝：文部科学大臣賞 技術奨励賞：経済産業大臣賞	【一般公募】 <毎年> 次回実施： 2017年10月

表彰制度名	表彰対象・概要	担当省庁	交付賞	頻度等
サイエンス・インカレ	学生の研究意欲を高めるとともに、課題設定・探究能力、独創性プレゼンテーション能力などを備えた創造性豊かな科学技術人材の育成を目的として、全国の自然科学系分野を学ぶ大学学部生等が自主研究の発表を行う。その優秀な発表者を表彰。	文部科学省 科学技術・学術 政策局人材政策 課	文部科学大臣表彰	【一般公募】 <毎年> 次回公募： 2017年秋頃